

有識者意見の概要及び意見に対する対応

| 1. 調査研究課題名：行政上の規制違反行為の自主的是正を促すための間接行政強制制度に関する研究 新たな制度の検討のための基礎的情報等 | |
|--|--|
| 2. 有識者意見の概要及び対応 有識者（日本法社会学会 2003 年度学術大会個別報告・ディスカッサント 上智大学法学部教授 北村喜宣氏） | |
| 意見の概要 | 意見に対する対応 |
| <p>（行政法学に対する研究素材の提供の意義） 執行罰制度や強制金制度のわが国への導入については、行政法学者で積極説に立つ者は多いが、本研究は、これらの積極説を支える新たな知見や研究素材を提供するものであり、有益である。</p> <p>（行政法制度に関する法社会学的研究としての意義と課題） 本調査研究は、間接的な行政上の義務履行確保制度という、一つの行政手法に関する、主としてドイツ法、フランス法の実態研究であるが、行政規制執行過程は、従来から法社会学の研究事例の極めて少ない分野であり、自治体関係者への調査・分析を踏まえ、日本法研究にも示唆を与える内容であり、評価できる。</p> <p>しかし、法社会学における行政規制執行過程の比較論としては、比較の基準と検証枠組みの設定が必要となるが、本調査研究ではこれらはなお十分とはいえない。</p> <p>（わが国における制度化と効果を発揮しうるための制度的環境） 本調査研究報告からは、制度を運用する行政組織側の事情が十分に捉えられていない。わが国における行政規制執行過程研究の知見からは、主題の制度ができたとして、それがうまく機能するためにクリアされるべき事情が指摘しうるのではないかと。</p> | <p>新制度の制度環境としての、彼我の規制執行組織のあり方やその構成員の法的知識水準などの人的属性の比較研究、強制金等の実施のための事務量の調査などは、今回の調査研究では対</p> |

有識者意見の概要及び意見に対する対応

| | |
|---|--|
| <p>例えば、具体的には、千代田区の「生活環境条例」の違反行為の摘発に従事しているような執行専従組織の設置や、行政機関による取締りを市民サイドからプッシュする観点から、情報公開・市民参加についても同時に制度化するなどが考えられる。また、新たな制度の導入に向けては、現在、行政規制執行部局に広く認められる、「命令」をなるべく回避し「行政指導に抱え込む傾向」をどう変えていくかがポイントである。</p> | <p>象としておらず、今後に残された課題である。 報告書に、ご指摘に関連する補足情報を可能な範囲で追加した。</p> |
|---|--|